

宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第128-22号

(趣旨)

第1条 市の交付する東京圏通勤・通学支援補助金（以下「本補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新幹線等を活用した通勤・通学費用の一部を助成することで、東京圏企業に勤務する者の転入を促進するとともに、市内在住の若者のライフスタイルやライフデザインに合った学びと仕事の実現を支援し、進学・就職を契機とする東京圏への転出を抑制し、もって本市への移住定住の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 企業等 本補助金の交付を受けようとする者と雇用（労働契約法（平成19年法律第128号）に基づく労働契約を締結する法人その他の団体（ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に基づく政治団体、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に基づく宗教団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に基づく性風俗関連特殊営業に係るもの、国及び地方公共団体及び独立行政法人を除く。）をいう。
- (3) 学校等 本補助金の交付を受けようとする者が、もっぱら通学により教育を受ける施設であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び第124条に規定する専修学校（一般課程を除く。）、第134条に規定する各種学校のうち、高等学校相当として文部科学省の指定を受けた外国人学校をいう。

(4) 新卒者 申請日の属する年度の末日において、学校等の卒業見込み、又は卒業後3年以内の者で、東京圏の企業等に就職する29歳以下の者をいう。

(5) 定期券 東京圏に所在する企業等又は学校等の最寄り鉄道駅までの区間の通勤・通学定期券であって、当該区間に新幹線利用を含んでいる定期券をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 通勤・通学者が補助期間の終了後3年間、引き続き市に居住する意思を有していること。

(2) 通勤・通学者が東京圏の企業等に定期券を利用して通勤している者（ただし、当該企業等の雇用保険の被保険者である従業員に限る）又は学校等に定期券を利用して通学している者であること（通勤・通学ともに、在来線の併用を含む）。

(3) 通勤・通学者が市に住民登録を行っていること。

(4) 通勤・通学者及びその世帯員等の同居者が市税を滞納していない者であること。

(5) 通勤者が属する世帯が自治会に加入していること。また、通学者については、属する世帯またはその世帯員等の同居者が自治会に加入していること。

(6) 通勤・通学者及びその世帯員、同居者が暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 18歳に達しない者が交付を受けようとする場合にあっては、市内在住の生計を一にする保護者等（以下「保護者」という。）が、本補助金の交付を受けるものとする。

(補助対象の区分等)

第5条 補助対象の区分、費用、期間及び交付条件は、別表のとおりとする。

(事前相談)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市に相談を行うものとする。

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、定期券の有効期限の末日以降から同日が属する年度末までに、東京圏通勤・通学支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を添えて、市

長に提出しなければならない。ただし、継続して申請する世帯については、市長が認める限りにおいて、次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 定期券の表面の写し又は購入した定期券の利用者、区間、有効期間、金額等が確認できるもの（ただし、小学校又は義務教育学校の前期課程に通学する場合は、在来線定期券の写し及び通学経路証明書（様式第2号））
 - (2) 通勤・通学者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、自動車運転免許証、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他官公署の発行した書類であって、本人であることを確認することができる書類の写し（ただし、通勤・通学者が18歳に達しない場合は、当該書類の写し及び通勤・通学者の保護者の本人確認書類の写し）
 - (3) 本補助金の振込先の預金通帳の写し（金融機関名、店番号、口座種類、口座番号及び名義人名が確認できるもの。ただし、通勤・通学者が18歳に達しない場合は、保護者の名義のものに限る。）
 - (4) 自治会加入宣誓書（様式第3号）。なお、様式第3号に添付する宇都宮市自治会連合会が発行する自治会パスポート「宮PASS」の写しは、自治会名及び申請者が属する世帯の世帯員のいずれかの名義が確認できるものとする。また、電子申請の際は自治会加入宣誓書（様式第3号）に記載の同意事項に同意のうえ、「宮PASS」の写しを添付することとする。
 - (5) その他参考となる事項を記載した書類
- 2 通勤費の補助金交付を受けようとする者は、前項に掲げる書類に加えて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、継続して申請する世帯については、市長が認める限りにおいて、次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。なお、新卒者にあつては、第1号の書類は不要とする。
- (1) 本市に転入する直前の1年間の居住地に係る証明書（市に転入する直前に居住していた地方公共団体の住民票の除票又は戸籍の附票）。ただし、当該除票の期間が1年に満たない場合には、過去1年間に到達するまでの居住地の除票
 - (2) 通勤者の所属する企業等の就業証明書兼通勤手当支給証明書（様式第4号）
- 3 通勤費の補助対象者のうち、新卒者にあつては、前2項に掲げる書類に加えて、学校等を卒業又は修了したことを証する書類を添付するものとする。

4 通学費の補助金の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加えて学校等に在学することを証する在学証明書を添付するものとする。

5 18歳に達しない者が交付を受けようとする場合にあっては、保護者がその申請を行うこと。

(交付の決定等)

第8条 市長は、交付の申請があった場合において、内容を審査し、本補助金を交付することが適当と認めるときは、本補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定により交付を決定したときは、規則第15条第3項の規定による書類の提出があったものとみなし、本補助金を交付する。

(調査等)

第9条 市長は、本補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、本補助金の申請者又は交付を受けた者に対し、現地調査を行い、又は報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当すると認める場合には、本補助金の交付の決定の一部又は全部を取消し、当該取消しに係る部分について既に本補助金が交付されているときは、交付を受けた者に対して期限を定めて本補助金を返還させるものとする。ただし、企業等及び学校等の廃止、通勤・通学者の意思によらない離職、通勤・通学者及びその親族等に係る災害、病気、その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽や重大な錯誤のある申請を行った場合

(2) 本補助金の交付決定日から3年以内に市から転出した場合

(3) その他本補助金を交付することが適当でないとする場合

(報告)

第11条 本補助金の交付を受けたものが前条各号の規定の各号に掲げる要件に該当する場合は、事前に市長に報告しなければならない。

(努力義務)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる市の移住定住促進事業に参画又は協力するよう努めなければならない。

- (1) 宇都宮市A I 自動応答サービス「教えてミヤリー」への登録及び配信設定
- (2) 市及び関係団体が発信する公益的な情報の把握及びSNS等における発信
- (3) その他移住定住の促進に向け、市及び関係団体が実施する事業

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（令和5年4月1日告示第128-22号）

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和7年4月1日告示第161-11号）

令和7年4月1日から適用する。

改正文（令和8年4月1日告示第144-9号）

令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	費用	期間	交付条件
通勤費	<p>定期券購入費用（企業等から通勤手当が支給されている場合には当該購入費用から手当額を差し引いた額）に3分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てる。）とし、使用期間1か月当たり1万円を乗じた額を上限とする。（離職や退学などに伴い、通勤・通学の期間が月の日数の過半に満たない場合は、使用期間として認めない）</p> <p>ただし、第7条第1項第1号ただし書により、在来線定期券の写し、通学経路等証明書（様式第2号）を提出した場合は、新幹線の自由席料金に申請期間の平日日数を乗じて算定するものとする。</p>	最大3年間 （初回申請から連続した3年間）	<p>令和5年4月1日以降に本市に転入し、かつ市に転入する直前に連続して1年間以上東京圏に居住し、転入後、3年を経過していない（企業等が就業規則に定める産休・育休の期間は含まない。）こと。ただし、新卒者にあつては、この限りでない。</p> <p>東京圏の企業等に週の勤務日の過半以上通勤していること。</p> <p>本市の立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。以下同じ。）に記載された居住誘導区域、高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域及び、地区計画区域（篠井ニュータウン地区計画区域、宝木新里ニュータウン地区計画区域、フラワーニュータウン宝木三向地区計画区域、城西ニュータウン地区計画区域をいう。以下同じ。）、市街化調整区域に存する地域拠点区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。以下同じ。）、市街化調整区域の小学校のうち、地域拠点区域に含まれる8校を除く19小学校周辺で適用する地区計画区域に居住していること。</p>

			本補助金の申請前5年以内に、宇都宮市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の申請者として支援金の交付を受けていないこと。
通学費		学校等が定める修業年限を超えない範囲	30歳に到達していないこと。 東京圏の学校等に通学していること。